# 大分県保育士修学資金貸付等制度 (修学資金)

- 貸付・返還の手引き -平成28年度版

## 【書類の提出先及び問い合わせ先】

社会福祉法人 大分県社会福祉協議会 福祉資金部 福祉資金課「保育士修学資金」担当係 〒870-0907 大分県大分市大津町 2-1-41

電話: 097-515-7771 FAX: 097-515-7772

※申請書、添付書類、その他様式は、大分県社会福祉協議会のホームページ http://www.oitakensyakyo.jp/ からダウンロードできます。

# 目 次

1. 制度の概要P. 1	9. 返還の債務の裁量免除P. 5
(1) 概要と目的	(1) 免除対象
(2) 貸付対象者	(2) 返還額の算出方法
(3) 貸付内容	(3) 提出書類
(4) 利 子	(4) 免除の決定
(5) 連帯保証人	
	1 O. 現況確認P. 5
2. 貸付の申請P. 2	(1) 提出書類
(1) 申請方法	(2) 提出期限
(2) 連帯保証人	
(3) 他の貸付制度との併用	1 1. 届出の義務P. 5
3. 貸付の決定と交付P. 2	1 2. 退職したときの手続きP. 6
(1) 貸付決定	(1) 退職した日の翌月までに、大分県内等に
(2) 提出書類	おいて保育業務に再就職した場合。
(3) 資金の交付	(2) 退職した日の翌月までに、大分県内等
	で保育業務に再就職できなかった場合。
4. 貸付契約の解除P. 3	C 休日未分に <del>円</del> が眺 C さながりに物口。
	(3) 今後、大分県内等において保育業務に就
5. 貸付契約の休止P. 3	かない場合。
6. 返還の債務の当然免除P. 3	13. 返還債務の免除に係る
(1) 免除の条件	対象業務P. 7
(2) 提出書類	
(3) 免除の決定	1 4. 諸様式一覧P. 8
7.返 還P.4	15. 申請・届出に必要な
(1) 返還対象	書類一覧P. 9
(2) 提出書類	
(3) 返還方法	16.申請から免除までの
(4) 返還口座	フローP. 12
8. 返還の債務の履行猶予 P. 4	17. FAQ よくお問い合わせ
(1) 猶予対象	いただくご質問P. 13
(2) 提出書類	-
(3) 提出期限	18. 諸様式
(4) 猶予の決定	

## 1. 制度の概要

#### (1) 概要と目的

- ① この資金は大分県における保育士の確保を図るため、大分県内に住所登録している方や大分県出身で 都道府県知事が指定する保育士養成施設(以下、「養成施設」という。)に在学し、卒業した日から1年 以内に保育士登録を行い、大分県内等(※1)において保育士としての児童の保護等の業務(以下、「保 育業務」という。)に従事しようとする方に無利子で貸付ける資金です。
- ② 養成施設を卒業後、1年以内に大分県内等(※1)において保育業務に従事し、かつ、引き続き5年間(養成施設入学時に45歳以上で離職して2年以内の者(以下、「中高年離職者」という。)や過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項及び第33条に規定する過疎地域(※2)において保育業務に従事した場合は3年間)従事した場合は返還債務の全部を免除するほか、一定の事由に該当する場合は、返還債務の全部または一部が免除されることがあります。
  - (※1) 国立障害者リハビリセンタ一等で従事する場合や、東日本大震災の被災県(岩手県、宮城県及び福島県に限る。)において業務に従事する場合など、一部県外も含みます(以下、同じ。)
  - (※2) 参考(下表は大分県における「過疎地域自立促進特別措置法」(平成12年法律第15号)第2条第1項及び第33条に規定する過疎地域。)

過疎地域自立促進特別措 置法の該当条項	過疎地域自立促進特別措置法に規定される大分県内の過疎地域 (平成27年12月1日現在)~大分県過疎地域自立促進方針〔平成28~32年度〕~
法第2条第1項	姫島村、国東市、豊後高田市、宇佐市、杵築市、玖珠町、九重町、竹田市、 臼杵市、豊後大野市、津久見市、佐伯市
法第33条第1項	日田市
法第33条第2項	旧三光村、旧耶馬渓町、旧本耶馬渓町、旧山国町、旧庄内町、 旧野津原町、旧佐賀関町

#### (2) 貸付対象者

次の要件をすべて満たす方を貸付対象とします。

- ① 大分県内の保育士の養成施設に平成28年4月に入学または在学する方、または県外の保育士養成施設に平成28年4月に入学または在学している大分県出身者(養成施設入学前から申請者又はその配偶者若しくは一親等の親族が大分県内に住民登録をしている方)。
- ② 養成施設卒業後は保育士登録を行い、大分県内の保育所等で保育業務に従事しようとする方。
- ③ 成績優秀であり、かつ家庭の経済状況等から真に修学資金の貸付けが必要と認められる方。
- ④ 他の都道府県の本修学資金及び他の奨学金を借り受けていない方。

#### (3) 貸付内容

資金の種類	貸付額等	貸付金の使途		
①修学资金	月額5万円以内 (養成施設に在学する期間内※)	養成施設に支払う授業料、実習費、教材費等の納付金、 参考図書、学用品、交通費等		
② 入学準備金	20万円以内 (入学年度の初回貸付時)	養成施設に支払う入学金、入学時に支払う教材費等の納付金、入学時に必要となる費用(参考図書、学用品、被服費、交通費等)		
③ 就職準備金	20万円以内 (卒業年度の最終貸付時)	就職時に必要となる費用(転居費用、被服費、従事に 必要な研修費用、通勤に要する移動用自転車購入費等)		

- ※.①については、原則として養成施設に在学する2年間ですが、本人の責によらない傷病等の理由により、やむを得ず留年される場合には、その時点で相談のうえ、貸付月額、貸付期間を再度決定します。ただし、2年課程の養成施設において1年生時に借入れされた方は、5万円×24ヶ月=120万円、2年生時に借入れされた方は、5万円×12ヶ月=60万円が貸付額の上限となります。
- ②と③については、希望に応じて加算できますが、入学準備金のみ、就職準備金のみの貸付けはできません。

#### (4) 利 子

貸付利子は無利子です。

ただし、正当な理由がなく返還期限までに返還しなかった場合は、返還すべき額につき、年5%の割合で計算した延滞利子を徴収します。

#### (5) 連帯保証人

申請には連帯保証人が必要です。借入申請者が未成年の場合は法定代理人とします。

## 2. 貸付の申請

#### (1) 申請方法

貸付けを受けようとするときは、次の書類を<u>在籍する養成施設を通じて、大分県社会福祉協議会(以下、</u>「県社協」という。)に提出して下さい。

- ① 修学資金貸付申請書(第1号様式)
- ② 修学生推薦調書(第2号様式)
- ③ 履歴書(第3号様式)
- (4) 貸付申請に係る同意書及び誓約書(第4号様式)
- ⑤ 申請者世帯の住民票謄本 (個別の住民票ではなく世帯員全員が記載されている謄本です) 及び連帯保証人の住民票
- ⑥ 申請者と生計を一にする世帯全員(全員分です、ご注意下さい)及び連帯保証人の所得証明書
- 業務従事証明書(第10号様式) ← 入学時に45歳以上で離職して2年以内の方のみ。
- 生活保護受給世帯の方は福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書
- \*その他、必要な場合は上記以外の書類の提出を求めることがあります。

#### (2) 連帯保証人

連帯保証人は、原則として大分県内に住所を有し、貸付申請者の世帯と生計を異にする成年者とします。 ただし、県社協会長が必要と認める場合、県外に住所を有する方でも差し支えないものとします。 なお、申請者が未成年である場合は、連帯保証人は法定代理人でなければなりません。

## (3) 他の貸付制度との併用

以下の制度との併用はできません。

- 生活福祉資金や母子父子寡婦福祉資金、その他の国庫補助事業等を活用した制度
- \*なお、本制度の貸付決定後(貸付期間中)に重複での借り入れが判明した場合は、本就職準備金の契約を解除し、貸付金については一括で返還を求めることがあります。

## 3. 貸付の決定と交付

## (1) 貸付決定

貸付けの可否を「修学資金貸付決定通知書」、または「修学資金貸付不承認通知書」により申請者及び 連帯保証人へ通知します。

※. 審査のうえ貸付の可否について決定するため、審査の結果、ご希望に添えない場合があります。 また、不承認になった場合、その理由は回答いたしません。

#### (2) 提出書類

「貸付決定通知書」を受け取った日から14日以内に下記①~④の書類を提出して下さい。

- ① 修学資金借用証書 (税法上の義務により借用金額に相応の収入印紙を貼付し、割り印をしていただきます。) 【 印 紙 税 額 】 1 万円未満:非課税、10 万円以下:200 円、10 万円超50 万円以下:400 円、 50 万円超100 万円以下:1,000 円、100 万円超500 万円以下:2,000 円
- ② 印鑑登録証明書(申請者と連帯保証人分)

- ③ 振込口座届 (第5号様式)
- ④ 振込口座通帳のコピー(支店名、口座番号、名義のわかるページ)

#### (3) 資金の交付

修学資金の交付は、毎年、上半期と分下半期分の年2回の分割の方法によって申請者が指定する口座(借受人本人名義の口座に限る) に交付します。

なお、入学準備金は入学年度の初回交付時に、就職準備金は卒業年度の最終交付時にあわせて交付します。

- \*在学中に、進級した場合は、在学届(第6号様式)を4月15日までに提出していただきます。
- \*平成28年度分については、平成29年3月までに1年分を一括で交付するものとします。

## 4. 貸付契約の解除

以下のいずれかに該当することとなった場合には、貸付契約が解除されます。

- ・貸付決定を受けて14日以内に借用証書等を提出しないとき。
- ・養成施設を退学したとき。
- ・心身の故障のため、修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- ・学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- ・修学資金の貸付けを辞退したとき。
- 在学中に死亡したとき。
- ・その他修学資金の貸付けの目的を達する見込みがないと認められるとき。

## 5. 貸付契約の休止

以下のいずれかに該当することとなった場合には、貸付契約を休止します。

- ① 養成施設を休学したときや養成施設から停学処分を受けたとき。
- ② 授業料の滞納があるなど、貸付金が適正な使途に活用されていない場合。
- \*休止の期間は休学、または停学処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月となります。

## 6. 返還の債務の当然免除

一定の要件を満たした場合は、修学資金の返還が全額免除されます。

## (1) 免除の条件

① 借受人が、養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、大分県内等において保育業務に従事し、5年間(過疎地域勤務者、中高年離職者の場合は3年間)継続して当該業務に従事したとき(従事については、正規・非正規の雇用形態は問いませんが、週の所定労働時間数30時間以上を要件とします。なお、残業時間を含めることはできません。)。

なお、返還免除要件を達成するまでの期間、返還猶予を受けておく必要があります。

期限までに手続を行わず猶予を受けていない場合には、業務に従事していた場合でも返還開始となります。

② 借受人が保育業務に起因する死亡、または疾病、その他やむを得ない理由により当該業務を継続 することができなくなったと認められるとき。

#### (2) 提出書類

- ① 返還免除申請書(第8号様式)
- ② 業務従事証明書(第10号様式)
- ③ (1)②の場合、当該理由についての証明書となる医師の診断書等の写し。

#### (3) 免除の決定

返還免除の可否を審査決定し、その結果を借受人及び連帯保証人に通知します。

## 7. 返 還

#### (1) 返還対象

以下のいずれかに該当することとなった場合、当該返還理由が生じた日の属する月の翌月から貸付金の返還をしていただきます。

- ① 貸付契約が解除されたとき。
- ② 養成施設を卒業した日から1年以内に大分県内等において、保育業務に従事しなかったとき。 (8. 返還の債務の履行猶予の(1)の③の場合を除く)
- ③ 大分県内等において保育業務に従事する意思がなくなったとき。
- ④ 保育業務外の事由により死亡し、または心身の故障により保育業務に従事できなくなったとき。
- ⑤ 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録をしなかったとき。
- ⑥ 申請内容や借入れ後の届出等に虚偽の内容があったとき。

#### (2) 提出書類

返還計画書(第7号様式)

#### (3) 返還方法

資金の返還は、全額(裁量免除に該当する方は、当該計算式により算出された返還額)について、下表(返還年数表)に定める期間内に、元金均等の月賦払いの方法により返還しなければなりません。 なお、繰り上げて返還することは可能です。

返 還 額	返還年数
40万円未満	1年
40万円以上80万円未満	2年
80万円以上120万円未満	3年
120万円以上160万円未満	4年
160万円	5年

#### (4) 返還口座

返還金は指定する県社協の口座に振り込みをしていただきます。

\*振込手数料は借受人負担となります。

## 8. 返還の債務の履行猶予

養成施設を卒業したとき、または貸付契約が解除されたときは、その日の属する月の翌月から、修 学資金を返還する義務が生じます。ただし、一定の条件を満たした場合には、返還猶予を受けることが できます。

## (1) 猶予対象

以下のいずれかに該当することとなった場合。

- ① 大分県内等において、養成施設を卒業後、大分県内等で保育業務に従事している場合。 なお、免除要件を満たすためには3ページの「6.返還の債務の当然免除」を確認してください。
- ② 貸付契約を解除された後、引き続き貸付決定時に在学していた養成施設に在学しているとき。 (猶予期間:在学期間)

③ 卒業後、保育士登録をしたものの、保育業務に就くことができなかったが、1 年以内に大分県内 等において保育業務に就く意思があるとき。

(猶予期間:1年間。ただし、保育業務以外の職種に採用された者については2年間)

④ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

#### (2) 提出書類

- ① 返還猶予申請書(第9号様式)
- ② 業務従事証明書(第10号様式)等、事由を証明する書類
- ③ 在学届(第6号様式) ← \*該当者に限る。

## (3) 提出期限

当該理由が生じた日から14日以内

## (4) 猶予の決定

申請に基づき返還猶予の可否及び期間を決定し、その結果を借受人及び連帯保証人に通知します。

## 9. 返還の債務の裁量免除

#### (1) 免除対象

大分県内等において修学資金の貸付けを受けた期間以上、保育業務に従事したと認められるとき。 ただし、本人の責による事由で免職、または特別な事情がなく退職した方については免除対象と なりません。

#### (2) 返還額の算出方法

免除の額は、大分県内等において保育業務に従事した期間を貸付けを受けた期間の2分の5 (過疎地域勤務者、中高年離職者については2分の3)に相当する期間で除して得た数値(この数値が1を超えるときは、1とする。)を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

#### (3) 提出書類

返還免除申請書(第8号様式)

## (4) 免除の決定

返還免除の可否を審査決定し、その結果を借受人及び連帯保証人に通知します。

## 10. 現況確認

卒業後、返還が免除されるまで、毎年4月1日現在の状況について報告書を提出していただきます。

#### (1) 提出書類

- ① 現況報告書(第11号様式)
- ② 返還猶予申請書(第9号様式)
- ③ 業務従事証明書(第10号様式)

## (2) 提出期限

毎年4月15日まで

## 11. 届出の義務

修学中と卒業後に下記のいずれかに該当するときは、その理由が生じた日から<u>14日以内</u>に所定の様式に 証明する書類を添えて提出して下さい。

<u>\*期日までに書類が提出されないときは、返還開始の手続きに移行しますのでご注意ください。</u>

#### (1) 修学中

- ・1年生から2年生に進級するとき → 在学届(第6号様式)
- ・留年するとき → 異動届 (第12号様式) …留年した理由により貸付契約の解除・返還となる場合があります。
- ・借受人の住所、氏名に変更があったとき。 → 異動届 (第12号様式)
- ・連帯保証人の住所、氏名若しくは勤務先等に変更があったとき。 → 異動届(第12号様式)
- 長期欠席、停学、休学、復学、または退学するとき。 → 異動届(第12号様式)
- ・修学資金の貸付けを辞退するとき。 → 異動届(第12号様式)
  - \*貸付けを辞退した後も引き続き養成施設に在学しているときは、返還猶予の対象となりますので、期限内に返還猶予申請書(第9号様式)を提出して下さい。返還猶予申請書の提出がないときは、返還開始となりますのでご注意下さい。
- ・死亡その他の理由により連帯保証人を変更したいとき。 → 連帯保証人変更願(第14号様式)
- ・借受人が死亡したとき。 → 借受人死亡届(第13号様式)

#### (2) 卒業後

- \* <u>下記において将来、返還免除を受けようとする場合には、返還猶予申請書(第9号様式)も添付して</u>ください。
- ・養成施設を卒業し、保育士登録を行ったとき。 → 異動届(第12号様式)及び保育士証の写し
- ・保育業務に従事し始めたとき。 → 異動届(第12号様式)及び業務従事証明書(第10号様式)
- ・保育業務以外に従事し始めたとき。 → 異動届(第12号様式)及び業務従事証明書(第10号様式)
- ・保育業務に従事しなくなったとき。 → 次章「12.退職したときの手続き」を参考にして下さい。
- ・借受人の住所、氏名等に変更があったとき。 → 異動届 (第12号様式)
- ・借受人の勤務先に変更があったとき。 → 異動届 (第12号様式) 及び業務従事証明書 (第10号様式)
- ・連帯保証人の住所、氏名若しくは勤務先等に変更があったとき。 → 異動届(第12号様式)
- ・死亡その他の理由により連帯保証人を変更したとき。 → 連帯保証人変更願(第14号様式)
- ・借受人が死亡したとき。 → 借受人死亡届(第13号様式)

## 12. 退職したときの手続き

- (1) 退職した日の翌月までに、大分県内等において保育業務に再就職した場合。
  - ① 提出書類
    - 異動届(第12号様式)
    - ・業務従事証明書(第10号様式)2枚 ← 退職した事業所分と再就職した事業所分が必要です。
  - ② 提出期限退職日から<u>14日以内</u>
- (2) 退職した日の翌月までに、大分県内等で保育業務に再就職できなかった場合。
  - ① 提出書類
    - 異動届(第12号様式)
    - ・業務従事証明書(第10号様式) ← 退職した事業所分。
    - ・返還免除申請書(第8号様式) ← \*該当者に限る。
    - 返還計画書(第7号様式)

② 提出期限

退職日から14日以内

- (3) 今後、大分県内等において保育業務に就かない場合。
  - →\*退職日の翌月から返還金が生じます。
  - ① 提出書類
    - ・異動届 (第12号様式)
    - ·業務従事証明書(第10号様式)
    - ・返還免除申請書(第8号様式) ← \*該当者に限る。
    - · 返還計画書(第7号様式)
  - ② 提出期限

退職日から14日以内

## 13. 返還債務の免除に係る対象業務

返還債務の免除に係る対象となる業務は、以下の業務従事区域及び施設等とする。

- 1 業務従事区域
- (1) 大分県の区域
- (2) 国立児童自立支援施設等(※)において業務に従事する場合は、全国の区域
  - ※国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法 (昭和22年法律第164号)第27条第2項の委託を受けた施設、肢体不自由児施設「整肢療護園」及び重 症心身障害児施設「むらさき愛育園」を含む。
- (3) 東日本大震災における被災県(岩手県、宮城県及び福島県に限る。)
- 2 業務従事施設等 (※. 業務従事証明書(第10号様式)の "施設の種別、については、下記から選択し記入して下さい)
- (1) 児童福祉法第6条の2第2項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、同条第4項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、第7条に規定する「児童福祉施設(保育所を含む)」、同法第12条の4に規定する「児童を一時保護する施設」及び同法第18条の6に規定する「指定保育士養成施設」
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるものア 教育時間の終了後に行う教育活動(預かり保育)を常時実施している施設
  - イ (3)に定める「認定こども園」へ移行を予定している施設
- 1 (3)「こためる「認定しても国」、「参川を上たしている心試
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号) 第2条 第6項に規定する「認定こども園」
- (4) 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務であって、法第34条の15第1項の事業及び同法同条第2項の認可を受けたもの
- (5) 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、児童福祉法施行規則(昭和25年厚生 省令第11号)第1条の32の3で定める施設
- (6) 児童福祉法第6条の3第2項に規定する「放課後児童健全育成事業」であって、法第34条の8第1項の事業及び同法同条第2項の届出を行ったもの
- (7) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、児童福祉法施行規則第1条の8に該当するもの
- (8)子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条第1項第4号に規定する特例教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であって内閣総理大臣が別に定める基準に該当する施設

- (9) 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの(認可外保育施設)のうち、次に掲げるもの
  - ア 法第59条の2の規定により届出をした施設
  - イ アに掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設
  - ウ 雇用保険法施行規則(昭和50年3月10日労働省令第3号)第116条に定める事業所内保育施設設置・ 運営等支援助成金の助成を受けている施設
  - エ 「看護職員確保対策事業等の実施について (平成22年3月24日医政発0324第21号)」に定める病院内 保育所運営事業の助成を受けている施設
  - オ 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は 法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設

## 14. 諸様式一覧

※、コピーしてご利用下さい。ホームページからもダウンロードできます。

様式番号	様式名称	ページ
第1号様式(保)	修学資金貸付申請書 (※ A4 両面印刷かん3に1 枚印刷のこと)	P. 16~17
第2号様式(保)	修学生推薦調書	P. 18
第3号様式(保)	履歴書 (※1面で不足の場合は44両面印刷からに1枚印刷のこと)	P. 19~20
第4号様式(保)	貸付申請に係る同意書及び誓約書	P. 21
第5号様式(保)	振込口座届	P. 22
第6号様式(保)	在学届	P. 23
第7号様式(保)	返還計画書	P. 24
第8号様式(保)	返還免除申請書	P. 25
第9号様式(保)	返還猶予申請書	P. 26
第10号様式(保)	業務従事証明書	P. 27
第11号様式(保)	現況報告書	P. 28
第12号様式(保)	異動届	P. 29
第13号様式(保)	借受人死亡届	P. 30
第14号様式(保)	連帯保証人変更願	P. 31

## ※ 申請書類等の記入・提出にあたって

- ・申請書類等は、必ず黒ボールペン(消えないペン)で記入して下さい。
- ・各項目について記入漏れのないよう正確に記入して下さい。記入漏れや添付書類に不備があった場合は受付ができません。
- ・記入内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押してください。
- ・提出する申請書類等はコピーをとり、お手元に保管してください。
- ・記入方法等、ご不明な点がございましたら、県社協までお問い合わせください。

# 15. 申請・届出に必要な書類一覧

区分		-/ <b>-</b> /-	必要書類	` <del>`</del>	手引き該当箇所			
		こんなとき	様式・その他添付書類	注意事項	頁	項目		
	申請~交付	貸付申請をするとき	・修学資金貸付申請書(第1号様式) ・修学生推薦調書(第2号様式) ・履歴書(第3号様式) ・貸付申請に係る同意書及び誓約書(第4号様式) ・住民票(申請者世帯の住民票謄本) ・住民票(連帯保証人分) ・所得証明書(申請者世帯全員) ・所得証明書(連帯保証人分) ・業務従事証明書(第10号様式)  ↑中高年離職者のみ。 ・生活保護受給証明書←受給者のみ	←全員分です、ご注 意ください。	2	2. 貸付の申請		
在学		「貸付決定通知書」を 受け取ったとき	<ul><li>・修学資金借用証書</li><li>・印鑑登録証明書(申請者と連帯保証人分)</li><li>・振込口座届(第5号様式)</li><li>・振込口座通帳のコピー</li></ul>		2	3. 貸付の決定と 交付		
中		1年生から2年生に 進級するとき	·在学届(第6号様式)	提出期限: 4月15日	6	11. 届出の義務		
	猶予	貸付契約解除後、引き 続き養成施設に在学 しているとき	·返還猶予申請書(第9号様式) ·在学届(第6号様式)	提出期限: 4月15日	3	<ul><li>4. 貸付契約の解除</li><li>8. 返還の債務の履行猶予</li></ul>		
		留年するとき	·異動届(第12号様式)	養成施設の証明 が必要	6	11. 届出の義務		
		長期欠席、停学、また は休学するとき	·異動届(第12号様式)	養成施設の証明 が必要	6	11. 届出の義務		
	届出	復学するとき	·異動届(第12号様式)	養成施設の証明 が必要	6	11. 届出の義務		
	Д	退学するとき	·異動届(第 1 2 号様式)	養成施設の証明 が必要	6	11. 届出の義務		
		貸付けを辞退するとき	·異動届(第12号様式)		6	11. 届出の義務		
卒業後	届出	保育士登録を行い保 育士証が届いたとき	·異動届(第12号様式) ·保育士証(写)	保育業務に就い たときに届いて れば同時に提出	6	11. 届出の義務		

区分		-/-	必要書類	<b>३</b>	手引き該当箇所			
		こんなとき	様式・その他添付書類	注意事項	頁	項目		
		保育業務に就いたとき(就職時)	·異動届(第12号様式) ·業務従事証明書(第10号様式) ·返還猶予申請書(第9号様式)	"業務従事証明 書、に事業主証 明が必要	6 4 5	1 1. 届出の義務 8. 返還の債務の 履行猶予		
	猶予	保育士登録をしたが、 保育業務に就けなかった。しかし、1年以 内に当該業務従事を 目指すとき	·返還猶予申請書(第9号様式)		<b>4</b> 5	8. 返還の債務の 履行猶予		
		保育士になれたものの、保育業務以外の職種に従事した。しかし、1年以内に保育業務に就く意思があるとき	·業務従事証明書(第10号様式) ·返還猶予申請書(第9号様式)	"業務従事証明 書、に事業主証 明が必要	6 4 5	1 1. 届出の義務 8. 返還の債務の 履行猶予		
	届出	退職①   退職した翌月まで   に、大分県内等で保   育業務に再就職し   たとき	・異動届(第12号様式) ・業務従事証明書(第10号様式) ↑退職した事業所分と、再就職し た事業所分の各1枚、計2枚が必 要です。	"業務従事証明 書、に事業主証 明が必要	6	12. 退職したと きの手続き		
卒 業 後		退職② 退職した翌月になっ ても、大分県内等 で保育業務に再就 職できなかったとき	(退職した事業所分)	"業務従事証明 書、に事業主証 明が必要	6 5 4	12. 退職したと きの手続き 9. 返還の債務の 裁量免除 7. 返還		
	返還	退職③ 今後、大分県内等で 保育業務に就かな いとき	<ul> <li>・異動届(第12号様式)</li> <li>・業務従事証明書(第10号様式)</li> <li>↑*保育業務に従事した全ての事業所分</li> <li>・返還免除申請書(第8号様式)</li> <li>↑*該当者に限る。</li> <li>・返還計画書(第7号様式)</li> </ul>	"業務従事証明 書、に事業主証 明が必要	6 5 4	12. 退職したと きの手続き 9. 返還の債務の 裁量免除 7. 返還		
	免除	保育業務に5年間(過 疎地域で従事、または 中高年離職者が従事 の場合は3年間)従事 したとき	・返還免除申請書(第8号様式) ・業務従事証明書(第10号様式) ↑*保育業務に従事した全ての 事業所分(従事期間が通算して 5年間(または3年間)を満た すこと。1枚で満たせば1枚で 可)	※. 複数の事業所に おいて保育業務に 従事し、通算して5 年間(または3年間)を満たす場合 は、第8号様式は通 算年数がわかる複 数枚が必要になり ます。	3	6. 返還の債務の 当然免除		

区公		ーノわしも	必要書類	<u> </u>	手引き該当箇所			
	区分 こんなとき		様式・その他添付書類	注意事項	頁	項目		
卒業後	現況	返還が免除されるまで (*毎年、4月1日現在)	·現況報告書 (第11号様式) ·返還猶予申請書 (第9号様式) ·業務従事証明書 (第10号様式)	提出期限は毎年 4月15日まで	5	10. 現況確認		
		借受人の住所、氏名等 に変更があったとき	·異動届(第12号様式)		6	11. 届出の義務		
在学中		連帯保証人の住所、氏 名若しくは勤務先等 に変更があったとき	·異動届(第12号様式)		6	11. 届出の義務		
中・卒業後	届出	連帯保証人を変更するとき	・連帯保証人変更願(第14号様式)		6	11. 届出の義務		
		借受人が死亡したとき	・借受人死亡届(第13号様式) ・死亡診断書、または借受人の戸籍 抄本若しくは戸籍謄本		6	11. 届出の義務		

## 16. 申請から免除までのフロー

## 養成施設(厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設)に在学中

## 貸付申請

- ①申請者が申請書等必要書類を 在学する養成施設へ提出します。
- ②養成施設が推薦調書を添え県 社協へ提出します。

※. 退学したとき(要届出) は貸付金の全額返還と なります。

また、休学や停学の場合(要届出)は貸付けを 停止します。 ▶ 書類審査

\_\_\_\_

貸付決定

修学資金(入学準備金)の交付(貸付) (就職準備金は卒業年度の最終交付時)

卒業

"保育士証"が就職後に到達した場合は、到達後14日以内に提出して下さい。

\* 1年以内に保育業務に従事 する意思がある場合は返還 猶予ができます。

保育士登録(1年以内)

# 保育業務に従事

〔現況報告書(毎年4月1日現在の提出 が必要です。)・返還猶予申請書・業務 従事証明書の提出〕

卒業後1年以内に大分県内等で保育 業務に従事。

- ・1年以内に保育士登録をしなかった
- 保育業務に従事しなかった\*
- ・保育業務に従事する意思がない

全額返還

中途退職

(退職した日の属する翌月までに保育業務に再就職しなかった場合は返還となります。なお、翌々月以降に保育業務に再就職すれば返還は停止となり業務期間が合算されます。)

# ◎ 全額返還免除 ◎

大分県内等で5年間引き続き(過 疎地域勤務者、中高年離職者の場合は 3年間)保育業務に従事すると貸付金 の全額が免除されます。

# ● 一部免除 ●

貸付けを受けた期間以上、大分県内等で保育業務に従事した後、退職したときは一部が免除された貸付金の返還となります。

## ● 全額返還 ●

大分県内等で保育業務に 従事した期間が貸付けを受 けた期間に満たない場合は 全額返還となります。

## \* \* \* 届出義務 \* \* \*

貸付が決定した後は、借用証書等の提出をはじめ、毎年4月1日における現況報告や申請時から異動事項が生じた場合はその都度必要書類(様式を使用)を、14日以内に提出していただく義務があります。

なお、提出されない場合、交付(振込)ができないほか、返還になりますので、<u>"手引き"を参照のうえ厳守</u>して下さい。なお、"手引き"は返還が免除(または返還が完了)されるまで大切に保管しておいて下さい。

## 17. FAQ よくお問い合わせいただくご質問

問1:申し込みは市町村社会福祉協議会や市町村の役所を経由するのですか?

答:直接、大分県社会福祉協議会にお申込み下さい。市町村社会福祉協議会や市町村の役所は申し込みや返還に は関わりません。

問2:知人から「"保育士修学資金"は、返さなくても良いお金だからもらった方がいいよ。」と聞きましたが、本当でしょうか?

答:いいえ、"保育士修学資金"はあくまでも貸付制度ですから、返還していただくものです。ただし、大分県内等で5年間(過疎地域勤務者、中高年離職者の場合は3年間)引き続き保育業務に従事されるという要件を満たせば返還が免除されます。したがって、要件を満たせなければ返還していただくことになります。

問3:連帯保証人がいなければ利用できませんか?

答:要件を満たせば返還免除が可能な資金ですが、貸付事業なので連帯保証人は必ずお一人必要です。したがって、連帯保証人無き場合は申込みができません。

問4:連帯保証人が仮に亡くなった場合、新たな連帯保証人がいなければどうなりますか?

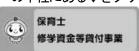
答:貸付金制度ですので、必ずどなたかに連帯保証人になっていただく必要があります。もし新たな連帯保証人がいない場合は返還していただくこととなります。

問5:もともと大分県の出身で大分県内の高等学校を卒業し、いまは福岡県の短期大学保育科に在学しているので 住民票も現在住んでいる福岡県に異動しました。卒業したら福岡県の保育所で勤務したいと思っていますが申込 みはできますか?

答:本制度の主旨は、卒業後、大分県内の保育所等で保育業務に従事されようとする方を対象にしていますので、 残念ながら申込みはできません。なお、参考までに、国立児童自立支援施設等において業務に従事される場合は 全国の区域で、また、東日本大震災における被災県である岩手県、宮城県及び福島県の保育所等で保育業務に従 事されようとする方であれば申込みはできます。

問6:申請書等必要書類はどこで入手できますか?

答:大分県社会福祉協議会に来ていただいければお渡しできますが、大分県社会福祉協議会のホームページ(右の中程にある↓をクリック)からダウンロードしたもので大丈夫です。



"保育士修学資金等貸付け事業"貸付・返還の手引き、様式集にある必要な申請書等を印刷して使用して下さい。なお、その際、第1号様式(保)修学資金貸付申請書と第2号様式(保)履歴書については、必ず両面印刷してご使用下さい。

ただし、応募については、募集期間内において在学する養成施設(厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設)を経由してのお申込みでなければ受理できません。

問7:申請書等への押印は実印ですか?

答:認印で構いません。借りることが決定すれば"借用証書"に印鑑登録した実印での押印が必要となりますが、 申請時においては認印です。

問8:修学資金貸付申請書の"入学準備金"と"就職準備金"に各20万円と記入しましたが、申請書に記入した ことを証明するための領収書・見積書等は必要ですか?

答:領収書・見積書等は不要です。

問9:返還が免除されるためには正規職員でなければいけませんか?

答:雇用形態は正規・非正規を問いません。労働契約に基づく週の所定労働時間数(残業時間数を含めることはできません。)が30時間以上で雇用され保育業務に従事することが要件です。

問10:返還の免除要件にある"5年間引き続き保育業務に従事したとき"というのは、同じ児童福祉施設で従事しなければいけないということですか?

答:就職した児童福祉施設で5年間(以上)引き続き保育業務に従事でも大丈夫ですし、期間を空けずに転職した場合も大丈夫です。ただし、転職時は、退職した日の属する月の翌月までに再就職(例:2月28日付けで退職→3月31日までに児童福祉施設に再就職されれば引き続きとなります。)されれば引き続きとなりますが、翌月までに再就職できない場合は返還していただくことになります。なお、返還が始まって数ヶ月後に保育業務に再就職されれば、返還は停止し業務期間は加算され、通算して5年間を満たせば返還免除となりますが、再就職されるまでに返還したお金についてはお返しすることはできません。

注意していただきたいのは、いずれの場合も届けが必要となりますので、"貸付・返還の手引き"をご覧のうえ、 速やかに必要書類の提出をお願いします。

免除要件の5年間については、週30時間(以上)の勤務を引き続き60ヶ月(以上)と解釈して下さい。

問 11: "5年間引き続き保育業務に従事したとき"に返還免除となりますが、5年間を満たさず退職したり、異業 種へ転職した場合はどうなりますか?

答:貸付金を返還していただきます。なお、貸付期間以上保育業務に従事した場合は返還額が一部免除される場合があります。ただし、一部返還免除については状況や個々の理由によります。ちなみに、本人の責により免職された方、特別な事情なく恣意的に退職された方等には適用されません。

問 12 : 現在は短期大学の保育科に在学していますが、この資金を借りた後に、他の職種を目指し転学や編入した場合はどうなりますか?

答:転学・編入した場合、在学中は返還が猶予されますが、卒業と同時に返還開始となります。

問13:認可外保育所に就職した場合も申込めますか?

答:認可外保育所の場合、「指導監督基準を満たす旨の証明書の交付(平成17年1月21日付け雇児発第012 1002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」を受けていれば対象となり、申込みできます。交付を受けているか否かについては、保育所または大分県こども未来課 幼児保育・保育班にお尋ね下さい。なお、就職先が対象となる施設かどうかについては、"実施要綱"の「別表―修学資金の返還債務の免除に係る対象業務」、または"貸付・返還の手引き"の「13.返還債務の免除に係る対象業務」でご確認ください。いずれにしても、児童福祉法や学校教育法等の法律に基づき県の認可等を受けている施設が対象となります。

問14:この保育士修学資金はいつまでありますか?

答:国が3年間の予算措置をしていますが、国の動向によりますので確たるお答えはできかねます。ご了承ください。

問15: 県外の4年制の養成施設でもこの資金は利用できますか?

答:原則として貸付期間は2年間ですが利用は可能です。ただし、修学資金の貸付額は5万円×12ヶ月×2年間=120万円を上限としています。よって、貸付についてはその範囲内でということになります。また、実際の借貸付けについては例えば、2万5千円×12ヶ月×4年間であったり、最初の2年間に通常の月額5万円を借り入れる等、実情に応じ様々なパターンが想定されますので、いずれにしてもご相談となります。なお、入学準備金と就職準備金については各20万円で2年制と同じ扱いとなります。

問 16:大分県社会福祉協議会のホームページをスマートフォンでみて、申請したいと思っていますが、自宅にパソコンとプリンターが無く、様式を印刷できません。どうしたら良いでしょうか?

答:大分県社会福祉協議会に連絡くだされば、必要書類は郵送させていただきます。

問 17:対象者の要件に、「成績優秀であり、かつ家庭の経済状況等から真に修学資金の貸付けが必要と認められる者」とされていますが、具体時にはどのように判断するのですか?

答:成績優秀については、大分県社会福祉協議会ではわかりかねますので在学する養成施設に判断を委ねます。 家庭の経済状況等については、家族構成や収支状況から判断します。 問 18:短期大学を卒業後は公立の保育所への就職を希望していますが問題はありませんか?

答:公立の保育所へ保育士として採用されれば公務員となりますが問題ありません。

問19:家は生活保護を受給していますが申込みができますか?

答:福祉事務所の担当者とご相談のうえであればお申込みできます。なお、申込時は"生活保護受給証明書"の 添付が必要となります。

問20:返還債務の免除対象となる業務従事施設に「認定こども園」へ移行を予定している施設がありますが、就職当初は移行を予定していたのに、5年間従事後も移行しなかった場合はどうなりますか?

答:残念ながら、要件を満たせず全額返還となります。

問21:短期大学保育科に在学している19歳です。親が連帯保証人になることになっていますが、その場合、申請者世帯の住民票謄本と別に連帯保証人になる親の住民票も必要ですか?また、所得証明書も2通必要ですか?

答:住民票は謄本があるので連帯保証人になる同一世帯の親権者の住民票は不要です。また、所得証明書も1通で構いません。

問22:短期大学保育科1年生ですが、私が資金を借り受けた場合、1学年下で保育士を希望している妹も借りることができますか?

答:要件を満たし書類審査をクリアされれば、お二人とも貸付けは受けられます。その場合、連帯保証人は同じ 親権者(同一人物)で構いません。

問23:大分県社会福祉協議会のホームページを見て、修学資金を申し込みたいのですが、どうすれば良いのでしょうか?

答:修学資金につきましては、募集期間中に養成施設(短期大学・専修学校等)を経由して申込んでいただくこととしております。募集期間につきましては、大分県社会福祉協議会のホームページで確認され、募集中であれば、在学されている養成施設にお尋ね下さい。

問24:過疎地域での従事についてお尋ねします。現在、過疎地域ではない地域に所在する短期大学に在学していますが、卒業後は転居せず通勤可能な同市内に所在する保育所での勤務を希望しています。その場合、5年間の勤務で返還免除になると思いますが、5年間経たないうちに、過疎地域へ転職(過疎地域にある実家に戻り保育業務に従事)した場合の免除期間の取り扱いはどうなりますか?

答:ご質問にある通り通常の返還免除従事期間は5年間で、過疎地域における返還免除従事期間は3年間です。 転職でこれらの地域をまたがった場合は、それぞれの従事期間の割合を通算することとします。例えば、過疎地域ではない勤務地で2年6ヵ月間従事した場合、返還免除要件期間の50%となります。その後、過疎地域で従事となれば、3年間の50%である1年6ヵ月間従事すれば合算して全額返還免除となる要件期間100%達成となります。なお、転職の場合は、退職された翌月までに就職されないと返還となりますのでご注意下さい 大分県社会福祉協議会会長 殿

## 修学資金貸付申請書

修学資金の貸付を受けたいので、社会福祉法人大分県社会福祉協議会保育士修学資金貸付等制度 実施要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

								中高年離職者	者は✔を	入れて	下さ!	<i>`</i> \ → □
	フリガナ						昭和	年	月	日生	性	. ,
曲	氏名	氏		名		•	平成	Т-			別	男・女
申請者		<b>〒</b> -	_				Т	EL (	満_ ``	歳		
者	現住所	1							)			
	が江川			-:1 (			技	<b>等帯(</b>	)	_		`
	フリガナ		e-m	ail (			昭和	@			1	)
法		氏		名			平成	年	月	日生	続	
定	氏名					•	1 /2		満	歳	柄	
法定代理人		<b>-</b> -	_				T	EL (	)	_		
垤	現住所						挡	<b>特</b>	)	_		
			e-m	ail (				@				)
	就学	としていなし	・世帯員	就	学中の世帯員	(世帯	5員が在学	空中の場合、	該当者	を下記し	こ記り	ሊ)
	続柄	氏	 名	続柄	氏	名		国·公立	学	校種別		通学別
生	196111				20			私立の別 国·公立		ዾ・短大		自宅
計				本人				私立		- ・		自宅外
生計を一								国·公立	大学	ዾ・短大		自宅
								私 <u>立</u> 国·公立		高・中・小 全・短大	١	自宅外 自宅
にする世帯								私立		- ・		自宅外
る   ##								国·公立	大学	短大		自宅
帯								私 <u>立</u> 国·公立		高・中・小 空・短大	١	自宅外 自宅
								私立		- <u>〜</u> ス 高・中・小		自宅外
	生活保	護の受給	口受給して	いる	口受給して	いない	٠ ٠	- *どち	らかに	✓		
<b>注</b>	フリガナ						昭和	<del>/-</del>	-	п.#-		続柄
帯	氏名	氏		名		•	平成	年	月	日生		
連帯保証人		<del>-</del> -				•	_	EL (	満	歳		
証	現住所	-	_					EL ( 集帯(	)	_		
	玩工川		e-m	ail (			15	@ (	,			)
自	<b>勤務</b>	5先名										·
(自筆)			<b>₹</b> −									
	及 U·到	平成	<u>'</u> 年 月	から	 平成 年	月	まで					
<i>1</i> ±	7 类胡	(月額	+ 7	円)	<b>一</b> ル +		月分)	= 計				円 (A)
	入希望		 備全		·····································							(C)
別ほ	1、金額		NH 717	/A) I /D	) + (C) の合言	 	776452	· NH 775			· <u>'</u>	1 (0)
	71124			(A) + (D	) + (6) の音音	T	I	, I <u> </u>	円		_	
美	フリガナ						入学		成	年	月	日
養成施設	名称						課程		課程		学年	在学中)
施							卒	業予定年	月:平	成	年	月
設	所在地	〒 -	_				Tel (		)	_	-	
I	ハロエンピ											

※ 添付書類

修学生推薦調書(第2号様式)、申請者の履歴書(第3号様式)、貸付申請に係る同意書及び誓約書(第4号様式)、住民票及び所得証明書(生計を一にする世帯全員及び連帯保証人)、業務従事証明書(第10号様式) ← 〈中高年離職者のみ〉、生活保護受給世帯の方は福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書。

## ※. 連帯保証人について

申請者が未成年者の場合は、法定代理人(親権者又は未成年後見人)とし、成年者の場合は、父母、兄弟姉妹(未成年者を除く)又はこれに代わる者(独自の生計を営み、その責任を負い得る者)とします。

#### 申請理由欄

申請理由 (修学資金の貸付 けを必要とする理 由を明確にご記入 ください。) 卒業後の就職希望職種

## 他の公的給付貸付等の状況

有 ・ 無 (上記いずれかを○	日本学生支援機構・日本政策金融公庫・大分県奨学会 名称 生活福祉資金・母子父子寡婦福祉資金							
(工能いりれがを) で囲んで下さい)		その他	(					)
で囲んで下さい	期間	平成	年	月から平成	年	月	金額	円

※ 上記で有の場合、他の公的給付等の契約書・借用書等の写しを添付して下さい。

## 家庭事情調書(正確にご記入ください。)

項目	いずれかに〇又は期間、金額等の状況を記入してください。
母子・父子世帯である。	である ・ でない
家族の中に障がい者がいる。	いる ・ いない いる場合 身体障がい者手帳、障がい基礎年金、療育手帳等の交付を受けて いる者は、交付番号及び障がい者等級表による級別が記載された面 をコピーして添付してください。
家族の中に長期療養者(6箇月以上)がいる。	いる ・ いない いる場合 療養者( ) 病 名( ) 年 月から入院している 年 月から通院している 年 月から通院している 入院又は通院による支出金額(健康保険等により医療給付を受ける金額及び損害賠償等により補てんされる金額を除く。) 月 額 円
主たる家計支持者が別居している。	いる ・ いない いる場合 年 月から別に居住している 住居費及び光熱水費 月 額 円
火災、風水害又は盗難等の被害を受け、そのために家計に負担がかかっている。	いる ・ いない いる場合 災害の種類( ) 発生年月 年 月 被害総額 円 借入をした場合 借入金額 円 借入先 ( ) 返済期間 年 月から 年 月まで 返済月額 円
保護者が無職、失職の場合の生活費の出所	
(退職後、雇用保険等を受けている場	合又は受ける予定のある場合は、その期間と1箇月分の金額)

◎ この記入について、お答えいただける、日中連絡の取れる電話番号(携帯電話、勤務先電話等) を記入してください。

## 連絡先(名称・氏名)

電話番号

申請者及び家庭事情調書に記載されている個人情報については、大分県社会福祉協議会保育士修学資金 貸付業務のために利用するものであって、その他の目的に使用することは一切ありません。なお、不採用 になった場合も申請書類は返却しません。

平成 年 月 日

#### 大分県社会福祉協議会会長 殿

養成施設 所在地

名 称

養成施設の長の職氏名

**(1)** 

## 修学生推薦調書

下記の者は、所見のとおり修学資金の貸付を受ける者として適当と認め、推薦します。

フリガナ				
氏 名	氏		名	
生年月日	昭和 平成	在 日	日生 (満 歳)	
課程・学年	(		)課程 第  学年	在学中
	寛容性・協調性		自主性	
人物評価	公正性		責任感	
	公共心		勤勉意欲・根気強さ	
経歴等 (事実を基に具体的に 記入する。) (例)〇〇委員等				
推薦所見 ※. 上記の者が、東日本 大震災の被災者である場合は、右欄下の口にレ点を記入してください。	□上記の者は、東日本大震災	【学力成績: 《の被災者で、被災県(	: 番/学部(科) (岩手県、宮城県及び福島県に降	· -

## ※. 人物評価について

学習活動、その他生活の全般を通じて、態度・行動が学生にふさわしく、将来常識ある社会人、保育士 として活動できる見込みがあることは勿論のこと、上記6項目について、下記のS~Dを参考にご記入く ださい。

- S:ふさわしい態度、行動が確実にとられ、修学生として極めて優秀であり非常に適格である。
- A:ふさわしい態度、行動が十分にとられ、修学生として優秀であり特に適格である。
- B:ふさわしい態度、行動が概ねとられ、修学生として良好であり適格である。 C:ふさわしい態度、行動があまりとられておらず、修学生として不十分であり努力を要す。
- D:ふさわしくない態度、行動が見受けられ、修学生として極めて不十分であり特に努力を要す。

#### ※. 推薦所見について

貸付を受ける修学生として、どのようにふさわしい修学生であるか具体的、詳細にご記入ください。 (学力について、成績が本人の属する学部(科)の中で何番目であるかを記入。)

修学生推薦調書に記載されている個人情報については、大分県社会福祉協議会保育士修学資金貸付業務 <u>のために利用するものであって、その他の目的に使用することは一切ありません。なお、不採用になった</u> 場合も申請書類は返却しません。

# 履歴書

ありがな       写真を貼る位置 (3ヶ月以内撮影のもの (3ヶ月以内 (3ヶ月))))))       第1十月以内 (3ヶ月以内 (3ヶ月以内 (3ヶ月以内 (3ヶ月以内 (3ヶ月)))))       第1十月以内 (3ヶ月以内 (3ヶ月))))       第1十月以内 (3ヶ月)))       第1十月以内 (3ヶ月)))	)
氏名       印       1縦36~40mm 横24~30mm 2本人単身胸から3裏面にのりづけ4裏面に氏名記入         生年月日       年月日生(満歳)       男・女         携帯電話番号       E-MAIL         ふりがな       電話()	
生年月日       昭和 ・ 平成       性別       3 裏面にのりづけ 4 裏面に氏名記入         携帯電話番号       E-MAIL       電話( )	<u> </u>
生年月日     昭和・平成 年 月 日生(満 歳)     性別 男・女       携帯電話番号     E-MAIL   3 裏面にのりづけ 4 裏面に氏名記入 電話( )	
生年月日     年月日生(満歳)     男・女       携帯電話番号     E-MAIL         ふりがな     電話()	
携帯電話番号 E-MAIL 電話 ( )	
ふりがな	
┃ 規任所	
FAX ( )	
_	
ふりがな 電話( )	
連絡先 〒 一 (現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入) —	
FAX ( )	
_	
年月学歴・職歴	

<sup>※.</sup> 上記で不足の場合は裏面に記入して下さい。なお、裏面に記入される場合は両面印刷して下さい。

年	月	学歴・職歴

大分県社会福祉協議会会長 殿

# 貸付申請に係る同意書及び誓約書

社会福祉法人大分県社会福祉協議会が実施する保育士修学資金貸付等制度実施要綱に基づき、下記の事項に同意し、貸付を受けた後は留意事項を遵守することを連帯保証人連署のうえ誓約します。

記

#### <貸付申請にあたって>

- 1 私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。
- 2 貸付申請についての調査、審査のために必要があるときは、私及び私の世帯員、連帯保証人、法定代理人(以下「私等」という。)の資産、収入・負債の状況及び学校の在学状況等につき、貴社会福祉協議会が全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、自治体及び公共職業安定所、医療機関、企業等の関係機関に対し、申請書、添付書類の内容について、情報の提供を求めることに同意します。

また、官公署、他の都道府県社会福祉協議会、弁護士、司法書士、行政書士等から私等の生活福祉 資金借入状況、返済状況につき情報の提供を求められた場合、貴社会福祉協議会が情報を提供する ことについても同意します。

- 3 貸付申請後、大分県社会福祉協議会で書類審査を行います。審査結果によっては、ご希望に添えない場合があります。また、不承認になった場合、その理由は回答いたしませんので、予めご了承ください。
- 4 貸付審査は、原則として、提出書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリングを実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。
- 5 貸付申請に際して、ご提出いただいた申請書等につきましては、ご返却いたしませんので、予めご 了承ください。ただし、貸付不承認になった場合は、申請者世帯全員証明の住民票、所得証明書、 及び連帯保証人の住民票、所得証明書については、ご返却いたします。
- 6 貸付不承認理由については、いかなる場合も開示いたしません。 また、私等は、貸付不承認理由の問合せをするなど一切の異議の申立てをいたしません。

#### <貸付後の留意事項>

- 1 養成施設卒業後、実施要綱第11に規定する児童の保護等の業務に従事すること。
- 2 修学資金の貸付契約を解除され、又は貸付けを休止されたときは、その都度借用証書を提出すること。
- 3 修学資金の返還の債務が生じたときは、借入金を返還し、大分県社会福祉協議会に迷惑をかけない こと。
- 4 届出義務を履行すること。

申請者 住 所

氏名(自署)

連帯保証人 住 所

氏名(自署) 📵

# 振込口座届

大分県社会福祉協議会会長 殿

届出事由	1:新	規	2:変	更 3	: その他	(	)
住所	₹	_					
				携帯:	_	- –	
借受人	フリガナ				生年	昭和 ・ 平成	
氏名				印	月日	年 月 (満	日 歳)

下記のとおり、修学資金等の振込口座を届け出ます。

	金融機関名	
振込先	支 店 名	支店
1/1k 1/2 /L	口座の種類	普通預金
	口座番号	
	フリガナ	
口座名義		

- ※. 口座は必ず借受人本人名義のものに限ります。
- ※. 振込口座通帳のコピー(金融機関名、口座番号、名義が確認できるもの) を必ず添付すること。

\* 社協使用欄

貸付決定番号	

第6号様式(保)

平成 年 月 日

大分県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号 ( )

(借受人) 住 所 〒 -

氏 名 印

携帯番号 - -

在 学 届

下記のとおり、在学状況を届け出ます。

課程	科
学 年	年

上記のとおり、相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

(養成施設)

所 在 地

名 称

代表者の職・氏名
印

第7号様式(保)

				平成	年	月	日
大分県社会福祉協議会会長	殿						
		貸付番号	(			)	
		(借受人)住	所	₹	-		
		rr£.	Þ				ćn
		氏	名				印
		携寺	帯番号		_	_	

# 返還計画書

下記のとおり、修学資金等を返還します。

借用期間	平成	年	月	日	~	平原	戉	年	月	日 (	カ月間)
借用金額						円	(a)	١			
一部免除決定額						円	(b)	1			
既返還済額						円	(c)	ı			

返還金額						円 = (a	) — (b)	— (c)		
返還方法	一括	払い							円 (.	上記と同額)
*いずれかに〇を して下さい。	月	賦			初				円	
	Л	HEV.			2回	目以降			円	
返還期間	平成	年	月	日	~	平成	年	月	日(	回払)

⇜	$\sim$	□ +:	¥→	<u> </u>	101
弗	ರ	号档	マエノ	. (	保)

大分県社会福祉協議会会長 殿	日
貸付 <del>番号</del>	
(借受人)住 所 〒 -	
氏 名 印	

# 返還免除申請書

修学資金の返還債務の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

借入期間	平成	年	月	から	平成	年	月	日	まで			
借用金額		円···(a)										
既返還済額					円		(b)					
未返還額					円		(c) = (	a) — (	b)			

返還免除申請額	円	
返還免除申請理由 (該当の番号を〇で囲む)	<ol> <li>5年間保育業務に従事</li> <li>3年間保育業務に従事(下記のどちらかに√)         <ul> <li>中高年離職者、□ 過疎地域勤務</li> </ul> </li> <li>心身の故障</li> <li>死亡</li> <li>借入期間以上、保育業務に従事</li> <li>その他</li> </ol>	

※. 返還免除申請理由に応じ、下記書類の添付が必要です。

## 【添付書類】

- 1. 2. 5. 業務従事証明書 (第10号様式)
- ※. 上記において、複数の事業所に従事し合算して要件年数を満たせる場合は、それがわかる枚数が必要です。
- 3. 医師の診断書等の写し
- 4. 死亡診断書、又は借受人の戸籍抄本若しくは戸籍謄本
- 6. [ ]内に理由を記入し、それを証明する書類

⇜	$\sim$	$\Box$	<b>⊦</b> ¥−	₽.		٦N
弗	У	75	镁豆		(妈	Ė)

		平成	年	月	E
大分県社会福祉協議会会長 殿					
	貸付番号(		)		
	(申請者)住 所 〒	_			
	氏 名			印	
	携帯番号	_	_		

## 返還猶予申請書

修学資金の返還債務の履行猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

借入期間	平成 年 月 から 平成 年 月 日 まで						
借用金額	円···(a)						
既返還済額	円···(b)						
未返還額	$ \Box \cdot \cdot \cdot (c) = (a) - (b) $						

返還猶予申請額	円	
返還猶予申請期間	平成 年 月 から 平成 年 月 日 まで	
返還猶予申請理由 (該当の番号を〇で囲む)	1. 在学中 (学校名: 課程: 2. 大分県内等において保育業務に従事中 3. 災害 4. 疾病、負傷 5. その他やむを得ない理由  (())	

## 【添付書類】

- 1. 在学届(第6号様式)
- 2. 業務従事証明書(第10号様式)…事業主の証明を得たもの
- 3. 自治体(市町村役所)が発行する罹災証明書等
- 4. 医師の診断書等の写し
- 5. [ ]内に理由を記入し、それを証明する書類

第10号様式(保)

大分県社会福祉協議会会長 殿

 平成
 年
 月
 日

 貸付番号
 (
 )

 (借受人)住所
 〒

 氏名
 印

 携帯番号

## 業務従事証明書

次のとおり、業務従事について届出します。

業 務 従事先等 (雇用形態・従 事業務について	所在地	₹	-			TEL	(	)		_		
	事業所名 (施設名)									*	施設の	種別
は、いずれかに ✓をし、非正規	雇用形態		規雇用	口割	正規雇用	月(						)
雇用やその他の 場合は()内 に具体的に記入 して下さい。)	労働時間	1 返	間間におり	ナる所	f定労働 <b>B</b>	寺間娄	女 .		時間	<u> </u>		
	従事業務	-	保育業務 かの他		の保護等	<b>手</b> )						)
業務従事 期 間 等	口就 職 時	平成	年	月	日から							
(就職時・在職	口在 職 中	平成	, 年	月	日から							
中・既退職のい ずれかに <b>√</b> を	□既 退 職	平成	年	月	日から≖	平成	年	月	日ま	で(	年	箇月)
し、該当期間を記入して下さい。なお、いずれであっても中	業務の中断 (休業) 期間		*該当す <sup>,</sup> 平成	る場合の 年	Dみご記入T <b>月</b>	ドさい。日	ゕゟ	—— 平成 (	年	月 年	日箇月	まで )
断期間があれば 該当箇所に記入 して下さい。)	業務の中閣 (休業) の理		*該当す	る場合の	のみご記入口	Fさい.	0					

- ※. 施設の種別…事業所(施設)が規定されている又は認可等を得ている法的根拠について記入して下さい。なお、記入に際しては、"保育士修学資金貸付事業の手引き(借受人保有)"の7~8ページに掲載されている14. 修学資金の返還債務の免除に係る対象業務一「2業務従事施設等」の中から選択し、該当する番号を下記の例を参考に、上の表の二重線で囲まれているところに記入して下さい。
  - 例1)児童福祉法第7条に規定する保育所 → (1)
  - 例2)学校教育法第1条に規定する幼稚園で預かり保育を常時実施している施設 → (2)ア

	上記のとおり、相違ないことを証明します。								
事業主	平成 年 月 日								
証明欄	事業所名								
	代表者の職・氏名	印							

第11号様式(保)

平成 年 月 日

大分県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号 ( ) (借受人) 住 所 〒 - 氏 名 印

携帯番号 - -

## 現 況 報告書

下記のとおり、平成 年4月1日現在の現況を報告します。

借受人現	!住所	(〒 - ) 携帯
	T	
勤務先	所在地	(〒 - ) 電話( ) —
または養成施設名	名称	
	職種 または 養成課程	

※. 養成施設を卒業後、毎年4月15日までに提出して下さい。

大分県社会福祉協議会会長 殿

) 貸付番号(

(借受人) 住 所 〒

印 氏 名

携帯番号

異 動 届

下記のとおり、届出をいたします。

(\*該当する届出番号を〇で囲み、内容について記入して下さい。)

	借受人住所等の異動(変更) * 添付書類 住民票										
1	/2 -r	〒 -					フリガナ				
	住所	携帯番号					氏 名				
	連帯保証人		* 添付書類	镇 住	注所・氏名	変更の場	合、住民票				
	/ <del></del>	〒 -					フリガナ				
2	住 所	携帯番号					氏 名				
	勤務先名称	勤務先名称									
	勤 務 先 所 在 地	〒 -				TEL: (	)	-	_		
3	勤務先の異	動(変更) * 添付	書類 業務従事	事証明	書(第 1	0号様式	)				
4	就業(就職	、または再就職した。	とき) * 添作	寸書類	頁 業務領	售事証明書	(第10号	<b>様式</b> )			
	退職	退 職 今後、大分県内等において保育士等として保育業務に就く意思が *添付書類 □ ない ・ □ ある (←いずれかに☑をつけてください。) 業務従事証明書(第10号様式)									
	退職年月日	平成 年	月 日								
5	退職した勤	務先の名称									
	退職理由	口自己都合 口契 口その他(	!約期間満了	* (1	ずれかに☑	をつけてくか	<b>ださい。なお、</b>	その他の場合	は理由を	記入して	下さい。
		登録番号			卒業養成	龙施設名					
6	保育士登録	登録年月日 平	成年	月	日	養成施	设卒業年月日	平成	年	月	日
		T .	録証の写し								
7	貸付辞退	辞退日:平成	年 月	日							
8	留 年	決定日:平成	年 月	日	理由						
9	退 学	退学日:平成	年 月	日	理由						
10	□休学□□	 ]停学 □長期欠席	期間及び	期間	引: 平	成 年	月	日~平成	年	月	B
10	*上記のいず	ιかに☑をつけてください	理由	理日	<b>b</b> :						
11	復学	復学年月日:平成	年 月	日							
*	8 留年、9 退	学、10 休学・停学・	長期欠席、11 征	复学	の場合は.	、養成施記	没による下記	記欄の証明だ	が必要で	: :す。	
Г	<b>1</b>										. 1
		留年、退学、休学、				ハては上記	己のとおり、	相違ないこ	とを証	明しまっ	す。
	養成施設	平成	年 月 ,	ŀ	3						
	証 明 欄	養成施設名	á								

代表者の職・氏名 印

平成 年 月 日

# 借受人死亡届

大分県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号 ()

(届出者)住 所 〒 -

氏 名 印

携帯番号 - -

借受人との関係

借受人が死亡したので、次のとおり届け出ます。

借受人氏名	フリガナ				生年月日	昭和・平成	年	月	В
養成施設名									
勤 務 先 死亡年月日	平成	年	月	日					
死亡の原因									

\*【添付書類】死亡診断書、または借受人の戸籍抄本若しくは戸籍謄本を添付してください。

第14号様式(保)

				平成	年	月	日
大分県社会福祉協議会会長	殿						
		貸付番号	(			)	
		(借受人)住	所	₹	-		
		氏	名				印
		携	帯番号		_	_	

# 連帯保証人変更願

下記のとおり、連帯保証人を変更したいのでご承認下さい。

ご承認の上は、新保証人は借受人と連帯して保育士修学資金貸付等制度実施要綱に基づく修学資金 等の返還の債務を負担します。

3	变更年月	日	平成	年	月	日				
3	変 更 理	由								
	フリ	ガナ								
	氏	名					印	】性 別 別	• 女  続柄	
新	生年	月日	昭和 •	平成	年	月	日生	<b>±</b> (	歳)	
連帯保	住	所	〒 TEL: e-mail:(	- (	)		携帯:	-	-	
証人	勤務	先名						年間 の概		万円
	勤		₹	-		TE	ïL :	(	)	
旧連	氏	名								
帯保証人	住	所	₹ TEL :	_ (	)		携帯:	-	_	

\* 添付書類

新連帯保証人の {1. 住民票 2. 所得証明書

_ 	チ ŧ	<del>-</del>	 	 	 	 
			 	 . – – – – – -	 	 



大分県社会福祉協議会マスコットキャラクター「だいふくん」(右)と「さくらかーさん」(左)